

津市防犯灯設置補助金交付要綱

平成24年3月31日訓第11号

改正 令和5年7月3日訓第44号

令和6年3月25日訓第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共の目的をもって本市の住民による地域防犯活動を推進するため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第41号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 夜間の防犯並びに歩行者及び自転車の通行の安全を図るため、本市の区域内に存する自治会等の自治協力団体（以下「自治会等」という。）が道路等に設置する専用の照明灯をいう。
- (2) LED型防犯灯 光源にLEDを使用した防犯灯をいう。
- (3) 従来型防犯灯 LED防犯灯以外の防犯灯をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「防犯灯設置補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第5条 規則第3条第1項の別に定める期日は、LED型防犯灯の新設若しく

は更新、従来等からLED型防犯灯への交換（移設を除く。以下同じ。）又は専用柱の新設若しくは交換（以下「防犯灯の新設等」と総称する。）を行う日の前日とする。

（実績報告書の添付書類）

第6条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 防犯灯の新設等に要する経費を支払ったことを証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年7月3日訓第44号）

- 1 この訓は、令和5年7月3日から施行する。
- 2 改正後の津市防犯灯設置補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月25日訓第15号）

- 1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市防犯灯設置補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助事業	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
LED型防犯灯の新設若しくは更新又は従来型防犯灯からLED型防犯灯への交換	灯具の設置に要する費用	交付対象経費の2分の1に相当する額（当該額が1万円を超えるときは、1万円）	自治会等
専用柱の新設又は交換	灯具設置専用柱の設置に要する費用	交付対象経費の2分の1に相当する額（当該額が3万円を超えるときは、3万円）	